

医 第 1141 号
令和 3 年 4 月 27 日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
（公 印 省 略）

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する
省令の一部を改正する省令の公布について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力を
いただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和 3 年 3 月 31 日付医政発 0331 第 101 号で、厚
生労働省医政局長から通知がありましたので、貴市所管医療機関に周知く
ださいますようお願いいたします。

なお、裏面に記載の関係団体には別途依頼済みであることを申し添えま
す。

問合せ先
法人指導グループ 嶋崎
電 話 (045)210-1111 内線 4870

通知済み関係団体（各会会員に周知依頼済み）

公益社団法人神奈川県医師会

公益社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会